

長野市後期高齢支援システムのシステム標準化対応に伴う  
情報提供依頼書（RFI）及び概算見積依頼（RFQ）について

本市では令和9年度に後期高齢支援システムの標準化対応に伴う更改を予定しています。

ついては、以下に示した内容について、情報提供をお願いします。

## 1 情報提供依頼の目的

本市では、「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律」に基づき、標準準拠システムへの移行が義務付けられた20事務のうち、後期高齢支援に係るシステムが特定移行支援システム（令和7年度までに標準準拠システムへ移行できないシステム）に該当したため、移行スケジュールを見直しました。

このことに伴い、当該事務に係るシステムの標準準拠システムへの移行を令和9年度に実施するため、情報提供依頼を行うものです。

## 2 実施期間

令和8年2月26日（木）から3月19日（木）まで

## 3 システムの概要

### (1) 稼働日

令和2年1月1日

### (2) 管理項目

後期高齢者医療制度に関する資格・賦課・収納・滞納・統計等

## 4 基本方針

(1) 情報提供するシステムは「後期高齢支援システム標準仕様書【第1.4版】」を満たし、かつ標準仕様書の改定に対応できるシステムとすること。

(2) 将来的な制度改正等に速やかに対応できるシステムを提供すること。

(3) 本市の標準化対象システム及び標準化対象外システムとのデータ連携が行えるよう、データ連携方法等の方針を提供すること。

(4) ガバメントクラウドへの移行については、標準化対応（シフト）とガバメントクラウドへの構築（リフト）を同時に行う移行方式とすること。

(5) 職員が本番処理を実施する前に、検証を実施できるテスト環境を確保すること。

(6) 本稼働と同時に、納付書へのeL-QRの印字及び運用が可能なこと。

- (7) 令和9年度中（令和10年1月4日（火）予定）に本稼働できること。  
 おおまかなスケジュールは別紙のとおり。

## 5 基本情報

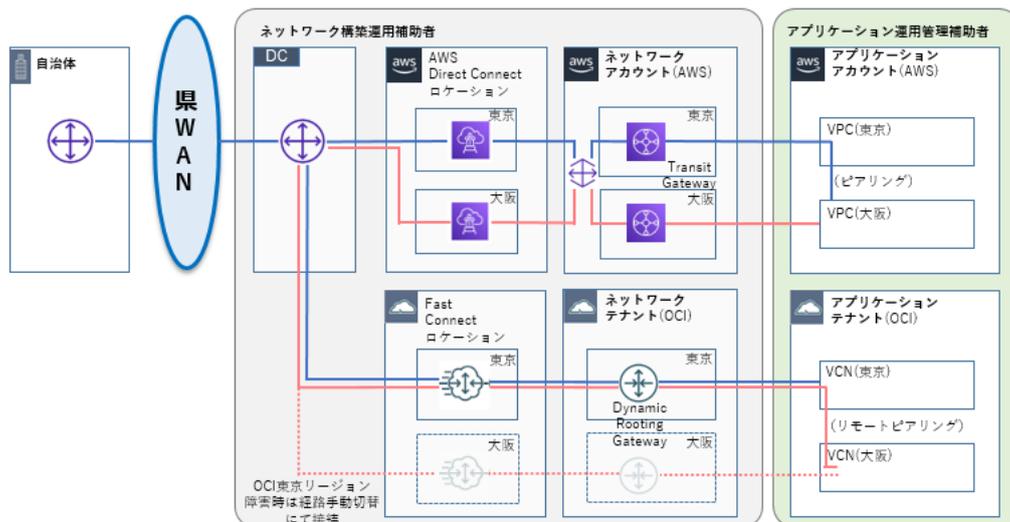
- (1) システム標準化の全体スケジュール（暫定）

本市では、20事務に係るシステムについて令和8年1月5日（月）以降、順次現行システムから標準準拠システムへ移行することを予定しています。

- (2) ネットワークについて（暫定）

現時点で想定しているネットワーク体系は以下のとおりです。都道府県WAN（IBN：情報ブロードウェイながの）を活用したガバメントクラウド接続を行うもので、ネットワーク運用管理補助者がCSPまでの接続の管理を行う予定です。

ネットワーク構成イメージ図（AWSとOCIを想定したもの）



※ 基本情報(1)(2)は暫定であり、今後の検討状況によって変更する可能性があります。

- (3) システムで扱う業務データについて

システムで扱う業務データは以下のとおりです。

表1 システムで扱う業務データ

項目	件数
被保険者数（R7.12.31時点）	66,748人
当初納入通知書発送件数（令和7年度）	66,544件
滞納被保険者数（R7.12.31現在）	781人
督促状発送件数（R6年度）	5,541件

催告書発送件数（R 6 年度）	1,361件
-----------------	--------

(4) 現行システム環境

ア 現在利用しているシステム

対象システム	システム名（構築事業者）
後期高齢者支援システム	MCWEL後期高齢者システム （富士通Japan株式会社）

イ 現行システムのサーバ運用形態

オンプレミス

ウ 利用ユーザ数

10人

エ 利用端末数

12台

オ 窓口の運用時間（後期高齢者支援システムの運用時間）

場所	曜日	開始時間	終了時間
本庁舎	平日	8:30	17:15
国保・高齢者医療課	日曜開庁日 （月1回程度）	8:30	17:15

上記窓口運用時間終了後についても、各種業務で利用するため、システムのオンライン機能は午後8時まで利用しています。

また、土日・祝日は各種業務の必要に応じて手動でシステムを起動し、システムのオンライン機能を利用しています。

なお、上記窓口運用時間については変更（短縮）の可能性があり、運用場所についても変更（支所等への拡大）の可能性がります。

(5) データ連携について

連携している主なシステムは以下のとおりです。

ア 住民記録システム

イ 個人住民税システム

ウ 宛名システム

エ 介護保険システム

オ 標準システム（長野県後期高齢者医療広域連合 手動による連携）

カ トータル収納サービス

キ 子ども子育て支援システム

ク 福祉医療システム

(6) 文字情報

現行システムの文字情報は以下のとおりです。

- ・文字コード : Unicode-JEF
- ・フォント : FUJ 明朝
- ・外字登録数 : 905字

## 6 調達対象範囲

- (1) 後期高齢者支援システムの標準準拠システムへの移行
- (2) 現行システムから標準準拠システムへのデータ移行  
(データ抽出は現行事業者へ随意契約での委託を予定しています。)
- (3) 他システムとのデータ連携

## 7 データ移行作業

後期高齢者支援システムで保有する情報を移行します。移行回数は検証を含めておおむね3回程度を想定していますが、必要と思われる回数で見積もりをしてください。

### (1) 移行対象データの範囲

移行対象のデータは、主に以下のアからカです。この他必要と思われるデータについて移行対象に含めてください。

- ア 資格データ
- イ 賦課データ
- ウ 収納データ
- エ 滞納データ
- オ 統計情報データ
- カ 宛名データ

### (2) 文字

データ要件・連携要件標準仕様書【第4.0版】に従うこと。

## 8 依頼事項

以下の事項について情報提供をお願いします。(別紙1、2)

なお、回答区分が「必須」のものについては、必ず情報提供をお願いします。

依頼事項	回答区分
提案事業者に関する情報(事業者概要、実績等)	必須
サポート体制・障害対応に関する情報	必須
標準化対象システムの構築および5年間のシステム利用に係る経費 ※別紙2をご使用ください。 ① 標準準拠システム構築に必要な全てのハードウェア・ソフトウェア費用	必須

依頼事項	回答区分
② 標準準拠システム構築費用（設計・構築・テスト・操作研修等） ③ データ移行に要する費用（標準準拠システム側でのデータ取込に係る費用） ④ その他、標準準拠システム移行に係る費用等	
ガバメントクラウド構築含む移行スケジュール案	必須
ガバメントクラウドに関する以下の情報 ① デジタル庁が公開する主な確認項目リストの提供（「基本情報」シートのみも可） ② ガバメントクラウド利用料の試算表（AWS Pricing Calculator、OCI Cloud Cost Estimatorなどの試算結果） ③ ガバメントクラウドのサーバ構成図 ④ 長期継続割引の適用方針 ⑤ ガバメントクラウド利用料の按分方法に関する方針 ⑥ コスト最適化に向けた対応方針	必須
標準仕様書記載の「標準オプション機能」についての実装見込み ※フォーマットは任意	必須
他業務への連携対応の方針に関する情報 ① 標準化対応済業務システムとの連携 ② 標準化対象業務であっても対応前のシステムに対する連携 ③ 非標準化対象業務システムとの連携	必須
共通機能要件に記載の以下の対応方針 ① 行政事務標準文字の対応方針 ② EUC機能 ③ 住登外者宛名番号管理機能	必須
標準化システムの画面イメージ・帳票イメージに関する情報	必須
帳票イメージに関する情報 ① 標準仕様書に準拠する場合その版数 ② ゆうちょ銀行、金融機関等への審査のため、令和8年度中に先行して納付書帳票イメージ及び帳票設計を提供することの可否及び時期 （提供された情報は印刷業者へ共有し、令和8年度中に版の作成に取り掛かり、標準準拠システムの本稼働前に審査に合格する予定）	必須
ゆうちょ銀行、金融機関等への審査のためのデータに関する情報（金融機関との課題の整理を含む）、口座振替、ペイジー収納のレイアウトデータを令和8年度中に先行して提供することの可否及び時期	必須
トータル収納からの消込データをシステムで取り込むための外付変換ツールの作成可否及び時期 （作成可の場合、RFQの資料に費用がわかるよう記載してください。）	必須
ユーザ情報管理の認証方法の想定について	必須

依頼事項	回答区分
利用端末設定や帳票出力先設定など共通管理に関する情報	必須
デモンストレーションの実施可否及び時期について	必須
納付書へのeL-QRの印字の実施及び時期について	必須
その他（パンフレット等）	任意

## 9 見積作成にあたっての留意事項

### (1) 作業費用見積について

「一式〇〇万円」という見積ではなく、作業ごとに見積費用を記載してください。

作業は可能な限り分割し具体的に作業内容がイメージできるよう記載してください。

### (2) ハードウェア・ソフトウェア費用見積について

「システム一式〇〇万円」という見積ではなく、提案する人員・製品の数量と単価がわかるよう記載してください。

全体金額に対する出精値引きはしない（端数調整は除く）こととし、個々の製品の値引き後金額が判るように記載してください。

保守費用が発生する場合、個々の製品の年間保守費用が年度毎に分かるように記載してください。

### (3) 消費税について

税込金額で作成することとし、消費税及び地方消費税の税率は10%としてください。

## 10 提出方法等

### (1) 問い合わせ先・提出先

長野市保健福祉部国保・高齢者医療課（長野市役所第一庁舎2階）

住所：〒380-8512 長野市大字鶴賀緑町1613番地

電話：026-224-8767（直通）

電子メール：kki@city.nagano.lg.jp

担当：小林、村上

### (2) 提出資料の書式

電子データにて作成をお願いします。（ファイルの形式：Microsoft Office）

回答については、添付の様式を使用してください。

### (3) 提出方法・提出期限

提供資料は、上記(1)へ回答書原本及び提出資料

を印刷したものの2部並びにデータ（CD）を、郵送又は持参により令和8年3月19日（木）午後5時までに提出をお願いします。

(4) 質疑応答

情報提供依頼への質問については、令和8年3月6日（金）午後5時までに電子メールにて担当者へ送付してください。回答については、電子メールにて送付します。また、電話での質問は受け付けません。

**11 提供情報の取り扱い等**

(1) 本情報提供依頼に対して情報提供のあった事業者について、将来のシステム調達の保証をするものではありません。

また、情報提供がなかった事業者を不利益に扱うものではありません。

(2) 提供情報及び資料は、本情報提供依頼以外の目的では使用せず、貴社に断りなく組織外へ配布はしません。

(3) 提供頂いた資料は返却しません。

(4) 提供情報及び資料について、後日電子メールにて問い合わせ又は再提出依頼を行う場合があります。